

登園許可証明書

[保育園・こども園] 南魚沼市立 保育園・こども園

[園児名] _____ 組 氏名

[病名]

<ol style="list-style-type: none">1. 麻疹（はしか）2. 風疹（三日はしか）3. 水痘（水ぼうそう）4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）5. 咽頭結膜熱（プール熱）6. 流行性角結膜炎7. 百日咳8. その他

上記の病気は軽快していますので、 月 日から登園してもさしつかえ
ありません。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

保護者各位

南魚沼市子育て支援課長

感染症予防のための「登園許可証明書」の提出について(お願い)

日ごろより、保育園の運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。
保育園では集団保育における感染症予防対策のため、感染症等により患った児童が軽快し、集団保育に支障がないと認められた場合は、保護者の皆様から医師による「登園許可証明書」を提出いただいております。

乳幼児期は感染症にかかりやすく、集団生活の中で接触密度の高い保育園では一人発病者が出ると全クラスに広がる危険性があります。

集団保育の特性から感染症の流行を予防することは、園児が健康で安全な状態で保育を受けるためにも重要であると考えております。

病気が回復過程であっても他へ感染させる可能性のある場合は、病気の種類によって登園停止期間を設けていますが、そのときの病状によっては必ずしも一律ではありませんので、最終的に医師の判断が必要になります。

また、登園停止基準がない病気であっても受診せず、病名不明のまま登園させることは、園児本人の健康のみでなく、集団保育に影響を及ぼすことにもつながりかねません。

したがって、医師から集団保育が可能かどうかの判断をしてもらってから登園していただきたいと思っております。

お手数をおかけしますが皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 登園許可証明書の病名欄に記載されている感染症等にかかりましたら、医療機関を受診し、医師の診断及び治療を受けるようお願いいたします。

集団保育に支障がないと認められましたら、医師から「登園許可証明書」に記入してもらい、登園日に提出してください。

用紙は保育園に用意してあります。

なお南魚沼郡市医師会は「登園許可証明書」が無料です。

- 2 南魚沼郡市医師会以外の医療機関では有料の場合があります。